

集団的自衛権行使容認の撤回を求める意見書案の提案理由の説明

2014. 7. 10

説明者：三野康祐 県議

提案者を代表して、発議案第4号、集団的自衛権行使容認の撤回を求める意見書案の提案理由の説明をいたします。

歴代政府は、意見書（案）にあるとおり、集団的自衛権とは「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」であり、「憲法9条の下で許容されている自衛権の行使は、わが国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどめるべきもので、集団的自衛権行使はその範囲を超えるものであって認められない」とされてきました。

つまり、自らは攻撃されていないのに反撃を許容する集団的自衛権は、実際には自衛ではないと位置づけてきたわけです。

そもそも憲法9条が戦力の不保持を謳っているにもかかわらず、従来の政府解釈において自衛隊を合憲としてきたのは、主権国家である日本は、自衛のための最小限度の実力を保持することは認められるとしてきたからであります。つまり、他国を攻撃する実力を保持・行使することはできないが、自衛のためならば、必要最小限度の実力を保持できる、そして自衛隊は戦力に当たらない必要最小限度の実力組織であり、その目的が自衛に限られているからこそ、合憲としてきたわけです。

つまり、従来の政府解釈で自衛隊を合憲としてきたのは、自衛隊が個別的自衛権を行使する自衛のための組織だからです。集団的自衛権の行使を可能にすると自衛隊は、自衛のための必要最小限度の実力を逸脱した行動をとることになります。その行動が違憲であるのみならず、戦力に当たらないとしてきたからこそ合憲としてきた自衛隊が、他国への攻撃を行う戦力に当たることとなり、違憲の存在になります。

踏み込んではいない限界線が、集団的自衛権の行使であり、憲法9条の意味を実質的になくすことになるわけです。

戦後の長い歴史の中で定着してきた憲法9条とそれに関わる実践や慣行を変更するのであれば、憲法の明文改正が必要となるはずであります。

集団的自衛権を行使するということは、意図や行為の形態が防衛的であるかどうかとは無関係に、他国の戦争に主体的に参戦するという事にほかなりません。その意味で、集団的自衛権の「限定的」行使は、主観的な意味しか持ちません。実際には、参戦する以上は、当然、反撃を受ける可能性があり、その反撃が、軍事組織にのみ向けられる保証はなく、自衛隊のみならず、日本の住民に大きな被害が起こることも想定しなければなりません。つまり、集団的自衛権の行使は、戦争を呼び込むということになるのです。

こうした巨大な深刻な問題をはらんでいるにもかかわらず、国のあり方の根本的な転換を国民的な議論や国会での審議を回避しつつ、与党間協議を経て閣議決定によって、憲法解釈の変更のみで集団的自衛権の行使を可能にするという安倍首相の政治手法はまさしく強権的であります。何よりも、憲法9条に関してだけでも、内閣が替わるたびにその意味内容を変更しうることになり、法的にもきわめて不安定な状況が生まれます。そして、9条のような現行憲法の根幹をなすようなものも、閣議決定さえすれば、その内容を無化す

るような変更が行うことが可能なのだとすれば、憲法のあらゆる条文もまた、従来の積み重ねを無視した変更が行われうるということ意味するでしょう。

だとしたら、国の政治の基本をなすはずの憲法自体の存在意義が問われるような事態をもたらしかねません。

言い換えると、日本が国家による権力行使に対する制約が存在しない非立憲的な国になってしまうということです。

集団的自衛権の行使を推進している人たちは、抑止力の強化を叫んでいますが、抑止は、結局のところ、他国に対する軍事的威嚇を基礎にしています。たとえば、日本が、自国の安全を確保するために抑止力を強化するということは、他国に対する威嚇能力を高めることを意味します。当然ながら、日本からの威嚇を感じ取る国々は、自国の安全確保のために自らの抑止能力の向上に努めるでしょう。そしてそれらの国々の抑止能力の向上が、日本にとっては脅威感を高めることになるという形で、相互不信がどんどん昂進してしまう危険があります。このように、もともと日本側が防衛的な意図に基づく行動としてみても、相手国はそう思わない、いわゆる国家間の相互不信や軍拡競争を引き起こすことになるわけです。

一方、憲法9条に基づく専守防衛の考え方は、日本の側には防衛能力があるかもしれないが、攻撃の意図と能力はないことを明らかにしています。そして、戦後日本が一貫して主張してきた平和国家とは、他国への侵略意図がないことを客観的に示すことで、他国からの攻撃の正当性を奪うという積極的な意味のある安全保障政策であったわけです。

言い換えると、専守防衛は弱さや国家としての能力の欠如を示しているのではなく、少なくとも自国からは軍事的緊張の激化を引き起こさず、地域の安定を組み立てる基盤を提供するという高度な安全保障政策とも言えるのです。

対処すべき脅威が、外国からの侵略である、あるいはテロリストの攻撃である、それには軍事的な対応能力を高めることが最善であるという発想は、グローバルな連携を深めた世界の複雑さを前提とするとき、あまりにも時代錯誤的ではないでしょうか。

この間、自衛隊が人を殺さない組織であるということは、積み重ねられた PKO 活動を通じて、世界に通用する日本の資産となっています。そして、殺さない国というブランドは、日本の価値を高めこそすれ、貶めるものではありません。

紛争を軍事化させずに解決する能力を高めることや共通の課題に相互支援のネットワークをつくって信頼関係を構築していく努力の方が、戦後日本が平和主義国家として積み重ねてきた歴史経験に根差していると考えます。

このブランドに、さらに磨きをかけることを日本の安全保障政策の基礎とすべきではないでしょうか。

そのため、本議会として、国に対して拙速な閣議決定に抗議するとともに反省を促し、国民の声に基づき閣議決定の撤回の手续をとるよう強く要請するため、意見書を提出するものです。

住民の声に真摯に受け止める議員各位の良識ある判断を期待し、提案理由の説明といたします。